○大学生等世帯学業生活支援特例給付金交付要綱

|  |
| --- |
| (令和4年1月31日教委告示第1号) |

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

|  |
| --- |
|  |

(通則)

第1条　この要綱は、大学生等世帯学業生活支援特例給付金(以下「特例給付金」という。)を交付することについて、国頭村補助金等の交付に関する規則(昭和56年4月4日規則第3号。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(給付の目的)

第2条　この特例給付金は、今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、アルバイト等が制限されることで収入が減少し生活が困窮している１８歳以上の学生の状況を鑑み、国頭中学校を卒業した村内の在学中及び卒業（見込み含む）する大学生等（４年制大学、大学院、短期大学、専門学校、国立高等専門学校の４年次、５年次等）を抱える世帯に対し、学費や生活費に係る世帯の経済的な負担に対処するため、特例給付金を給付することにより経済的な支援を行うことを目的とする。

(給付対象等)

第3条　特例給付金の給付対象者は、令和4年2月1日から令和4年3月31日(以下「基準日」という。)において、次の要件に該当する者とする。

(1)　基準日に本村に住所又は本籍を有している者

(2)　基準日に4年大学、大学院、短期大学、専門学校、国立高等専門学校の4年次及び5年次に在籍もしくは卒業（見込み含む）している者。ただし、休学中の者は対象としない。

(3)　国頭中学校を卒業した者

(4)　その他村長が認めた者

(申請・受給者)

第4条　特例給付金の申請・受給者は、第3条に掲げる給付対象者ごとに次のとおりとする。

(1)　給付対象者の属する世帯の世帯主

(給付額)

第5条　給付額は、第3条に掲げる給付対象者1人につき10万円とする。

(給付申請方法)

第6条　村長は、申請・受給者に対し、大学生等世帯学業生活支援特例給付金申請書(様式第1号)に必要な事項を記載し、給付対象者を確認するための「在学証明書」もしくは「卒業証明書」、続柄及び本籍が記載されている「住民票謄本」もしくは「戸籍謄本」、世帯主の振込口座通帳のコピーを添付して、郵送又は窓口ヘの提出により給付の申請を行う。

(給付決定及び給付方法)

第7条　村長は、申請書及び添付書類を審査の上給付を決定し、申請・受給者が指定した口座ヘの振込により給付金を給付する。なお、給付の決定は、申請・受給者が指定した口座に振り込みが完了したことで決定とする。

(雑則)

第8条　この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1(第6条関係)

様式第１号

[別紙参照]